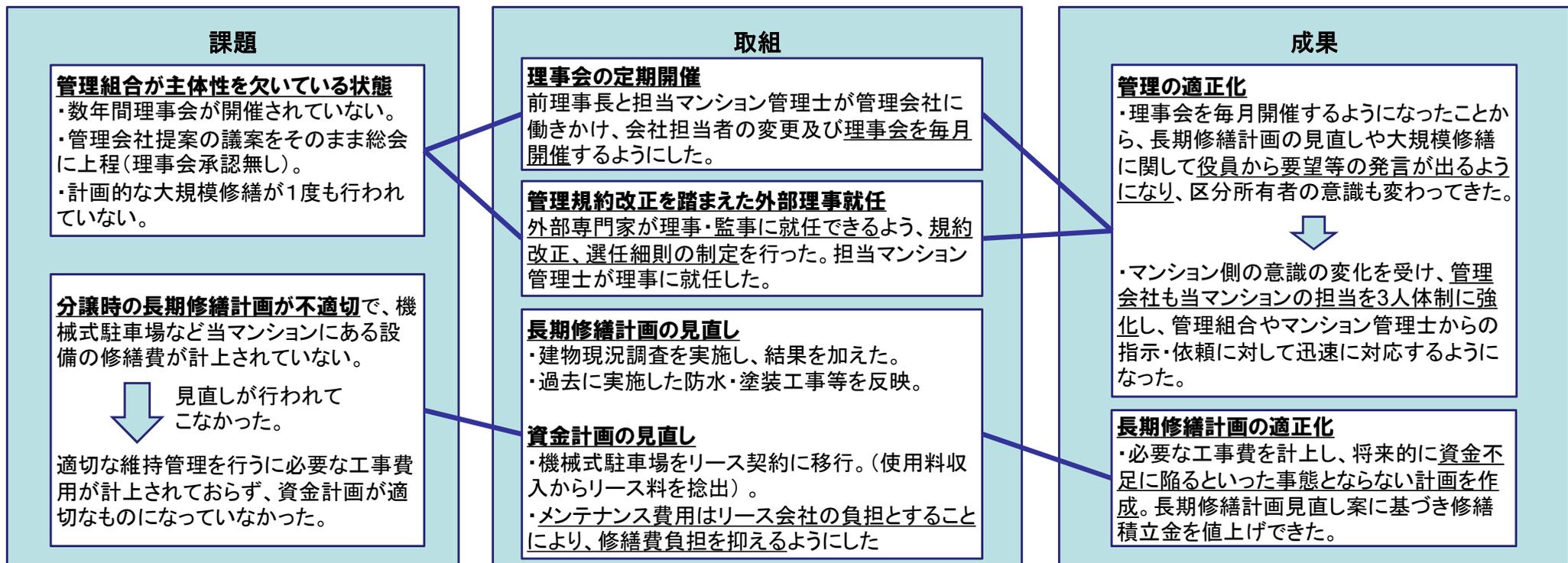


# 管理会社提案の議案がそのまま総会に上程される等、主体性を欠いているマンションにおいて、マンション管理士の「理事」就任による管理適正化、機械式駐車場リース化による修繕費抑制等を行った事例

<b>Aマンション</b>	補助事業実施主体：一般社団法人日本マンション管理士会連合会
<p>【竣工年(築年数)】 平成13年(築16年) 【総戸数】 28戸</p> <p>【単棟型 or 団地型】 単棟型 【階層】 12階建</p> <p>【自主管理 or 委託】 全面委託。分譲時から分譲会社のグループ会社である管理会社に委託。</p> <p>【エリア】 東京都</p> <p>【耐震診断・耐震改修の実施の有無】 新耐震基準で建設されているため対象外。</p>	



- |                  |   |
|------------------|---|
| <p>水平展開可能な資料</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・A1:「管理規約改正案新旧対照表」</li> <li>・A2:「組合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選任細則」</li> <li>・A3:「外部専門家を理事として就任させる際の契約書」</li> <li>・A4:「組合員以外の者から理事又は監事を選任するための管理規約改正及び選任細則制定のプロセス」</li> <li>・A5:「長期修繕計画書・修繕積立金計画書作成のプロセス」</li> </ul> |
|------------------|---|